

Webinar Part1

～ インボイス制度及びインボイス制度対応要件 ～

(一社)日本DIY・ホームセンター協会 EDI事業担当 上月

2009年に経済産業省の流通BMS実証実験に参加し、協会内にホームセンター業界のEDIを普及するため設置されたEDI実務員会で、EDI事業を開始しました。事業開始当初より、EDIサービスの構築を担当し、EDI事業に係るIT系全般も含む対応をしております。

法律改正スケジュール

現在

	2019年 (R.1年)	2020年 (R.2年)	2021年 (R.3年)	2022年 (R.4年)	2023年 (R.5年)	2024年 (R.6年)	2025年 (R.7年)	2026年 (R.8年)
--	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

消費税の改訂

10

軽減税率への対応
(区分記載方式)

10

インボイス制度への対応
(適格請求書等保存方式)

令和3年の
電子帳簿保存法
の改正

1

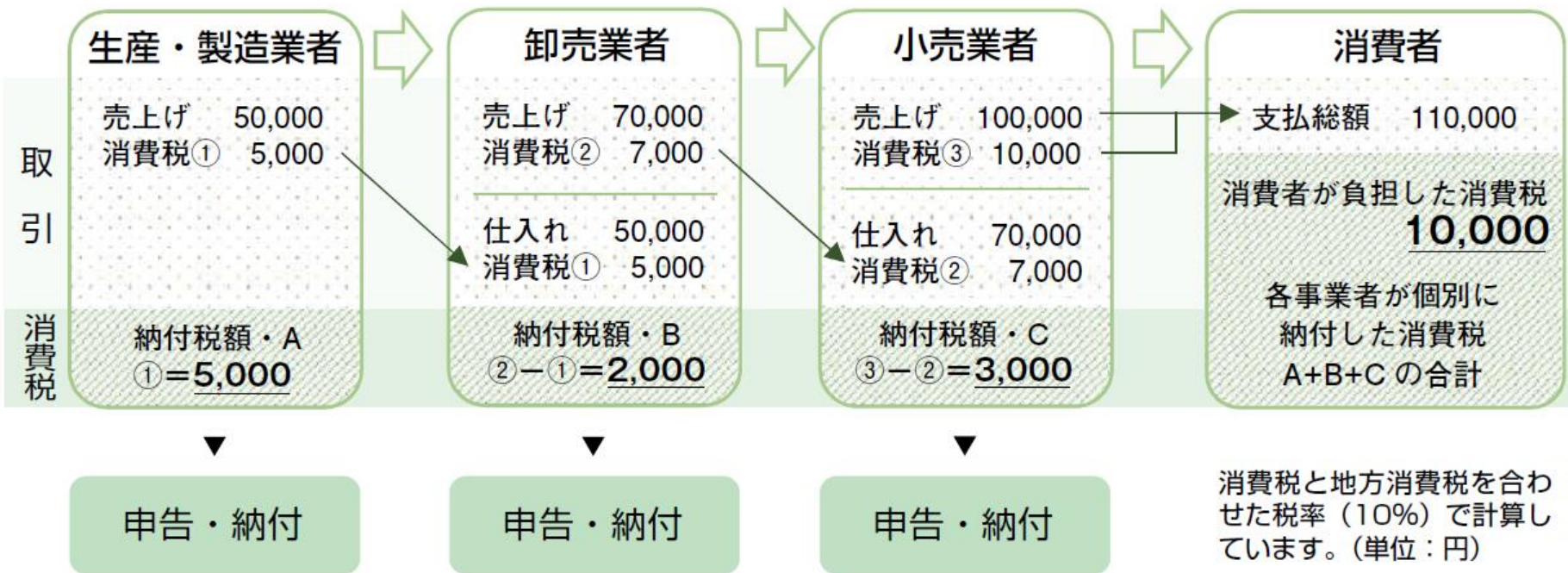
紙での保存
可能

電子取引データの電子保存義務化

消費税とは

- ・商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- ・最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



令和5年(2023年)10月1日に
インボイス制度による消費税
納税が始まります。

え！何ですか
教えて下さい!!

インボイス制度
のポイントを
ご存じですか？

消費税を納めるための新しい企業番号(課税事業者登録番号)が
必要になり、2021年10月からその番号の登録が始まります。

消費税額の計算方法についてのルールは、

1. 税率ごと(0%、8%、10%)の販売額と消費税額合計額の記載
2. その時の端数処理は、1請求・税区分ごとにそれぞれ1回

発行側・受領側双方で請求書等の保存が義務となり、
その保存方法は電子帳簿保存法に準拠となります。



なぜ税務調査が大幅に増えるのですか？

また消費税の特性から、税務調査が大幅に増えます

税金の特性により、税務調査対象に違いがあります。

①法人税(個人事業主は所得税)の場合は、自社書類のみの調査になります。ただし、取引金額が非常に多い時には、取引先との相対書類の調査になることがあります。

②消費税の場合は、仕入税額控除により納税額が確定することから取引先との相対書類の調査になりますので、取引先が多ければ多いほど、調査機会の増加が想定されます。



業務フローの
見直しですか？

インボイス制度の導入は、
業務フローを見直す
絶好の機会

インボイス制度は、企業間取引において、販売時にも
購入時にも対応するシステムやデータが増えることになります。

販売時の伝票発行では、処理ルールの見直し、仕入時は、
仕入先の選定や仕入金額の保存ルールを見直す必要があります。

なので、業務フローを見直す絶好の機会です。

Webinar Part2

(一社)日本DIY・ホームセンター協会
EDI事業担当 上月

インボイス制度への対応準備ステップ



インボイス制度の
システム対応の
ポイントは？

想定されるシステム対応
は、いくつかあります。
令和5年(2023年)10月まで
の対応ステップは
次の通りです。

2021年10月
課税事業者登録番
号申請開始
* 消費税を納税
する税務署へ申請

2022年10月
インボイス制度対象
企業のデータ保存開始
* 各々の事業年度
で開始時期変動

2023年10月
インボイス制度
に対応した
消費税納税開始
* 対応が義務化

2021年10月

消費税の申請に必要な「課税事業者登録番号」の申請
⇒原則として2023年3月31日までに登録実施

2022年10月

2023年10月にインボイス制度への対応が必要な法人は、インボイス
対応データの作成及び保管を2022年11月より開始
⇒2022年10月までに自社のERP(販売管理、会計、等々)の変更や
改修が必要

2023年10月

インボイス制度(適格請求書等保存方式)開始
⇒対応が義務となり対応できていない場合は、罰則が適用されます。
罰則の詳細な提示はされていませんが不適合企業として企業名
が公表される行政指導になるといわれております。

第1-1)号様式

令和3年9月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

平成 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地 (電話番号 - -)
申請者	(フリガナ) 納税地 (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称 印
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名 印
税務署長殿	法人番号

この申請書に記載した次の事項（○印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字と異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により平成35年9月30日以前に提出するものです。

平成35年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は平成35年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として平成35年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分

課税事業者 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

平成35年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は平成35年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名押印

(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付	年 月 日	印	確認印
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他の様式	
	登録番号	T						

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないてください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

この申請書は、平成三十三年十月一日から平成三十五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

第1-1)号様式次葉

令和3年9月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

氏名又は名称			
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
免税事業者の登録	<input type="checkbox"/>	平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号		
事業者内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成 年 月 日	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容		
確認	<input type="checkbox"/>	消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 課税期間の初日 ※ 平成35年10月1日から平成36年3月31日までの間のいずれかの日 平成 年 月 日	
登録要件の確認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
確認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
参考事項	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していません。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

この申請書は、平成三十三年十月一日から平成三十五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

第1号様式

消費税課税事業者選択届出書

受取印

届出者	令和 年 月 日	(フリガナ)	
	納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
名称(屋号)			
個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。		
(フリガナ)			
氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>			印
(フリガナ)			
代表者住所			(電話番号 - -)

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	令和 年 月 日
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	令和 年 月 日
左記期間の 総売上高	円	
左記期間の 課税売上高	円	
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人) 1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日	法人事業年度 自 月 日 至 月 日
記載	事業内容	届出区分 <input type="radio"/> 事業開始 <input type="radio"/> 設立 <input type="radio"/> 相続 <input type="radio"/> 合併 <input type="radio"/> 分割 <input type="radio"/> 特別会計 <input type="radio"/> その他
参考事項	税理士署名押印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認	済	未済	確認書類	個人番号カード/通知カード/運転免許証その他

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税課税事業者選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間においても納税義務の免除の規定の適用を受けないこと、すなわち、課税事業者となることを選択しようとする場合に提出するものです(法9④)。

(注) 1 基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、基準期間のない事業年度(一般的には、設立第1期目及び第2期目)においては、納税義務の免除の規定の適用はありませんから、この届出書を提出する必要はありません(「消費税の新設法人に該当する旨の届出書(第10-②号様式)」を提出することとなります。)

また、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、その基準期間のない事業年度の開始の日において、一定の要件に該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度においては、納税義務の免除の規定の適用はありませんから、この届出書を提出する必要はありません(「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書(第10-③号様式)」を提出することとなります。)

なお、基準期間の課税売上高が計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。したがって、設立第3期目において課税事業者となることを選択しようとする場合には、設立第2期目中にこの届出書を提出する必要があります。

2 この届出書を提出している事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書(第5号様式)」の提出は不要です。

3 課税事業者を選択することをやめようとするときは、「消費税課税事業者選択不適用届出書(第2号様式)」を提出する必要があります(法9⑥)。

なお、この場合は事業を廃止した場合を除き、課税事業者を選択して納税義務者となった日から2年間継続した後でなければ、課税事業者をやめることはできません(法9⑥)。

さらに、この届出書を提出し課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間(簡易課税制度の適用を受けている課税期間を除きます。)中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の属する課税期間の初日から3年を経過する日までの属する課税期間までは課税事業者をやめることはできません(法9⑦)。この場合、この間は一般課税による申告を行うこととなります(注3⑦②)。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。したがって、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から課税事業者を選択することができます。

3 記載要領

(1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
(2) 「適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されないこととなる課税期間(課税事業者を選択する課税期間)の初日及び末日を記載します。

(3) 「上記期間の基準期間」欄には、「適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。
(4) 「左記期間の総売上高」欄及び「左記期間の課税売上高」欄には、それぞれ基準期間に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

(注) 「資産の譲渡等の対価の額の合計額」及び「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を含みません。

なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その課税期間中の課税売上高(「左記期間の課税売上高」欄)には消費税及び地方消費税が課税されていませんから、税抜きの処理を行う必要はありません。

(5) 「生年月日又は設立年月日」欄には、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
(6) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します(個人事業者の方は不要です。)

なお、事業年度が1年に満たない法人については、「適用開始課税期間」欄に記載した開始月日を含む事業年度の初日及び末日を記載します。

また、設立一週目で事業年度が変動的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

(7) 「資本金」欄には、資本金の額又は出資の金額を記載します(個人事業者の方は不要です。)
(8) 「届出区分」欄は、届出の事情に該当する項目に○を付します。

(9) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
(10) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いは十分にご注意ください。
(11) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

インボイス対応システム改修要件

インボイス対応で新たに発生する項目

課税事業者登録番号の記載

税率ごとの消費税合計額の記載

適格返還請求書
(返還インボイス)の対応

端数処理は1請求・税区分ごとにそれぞれ1回

発行側・受領側双方の請求書
保存義務

対応要件

インボイス対応で必要となるシステム改修・構築

納品書・請求書等の
レイアウト変更

基幹システムの
税率計算方法変更

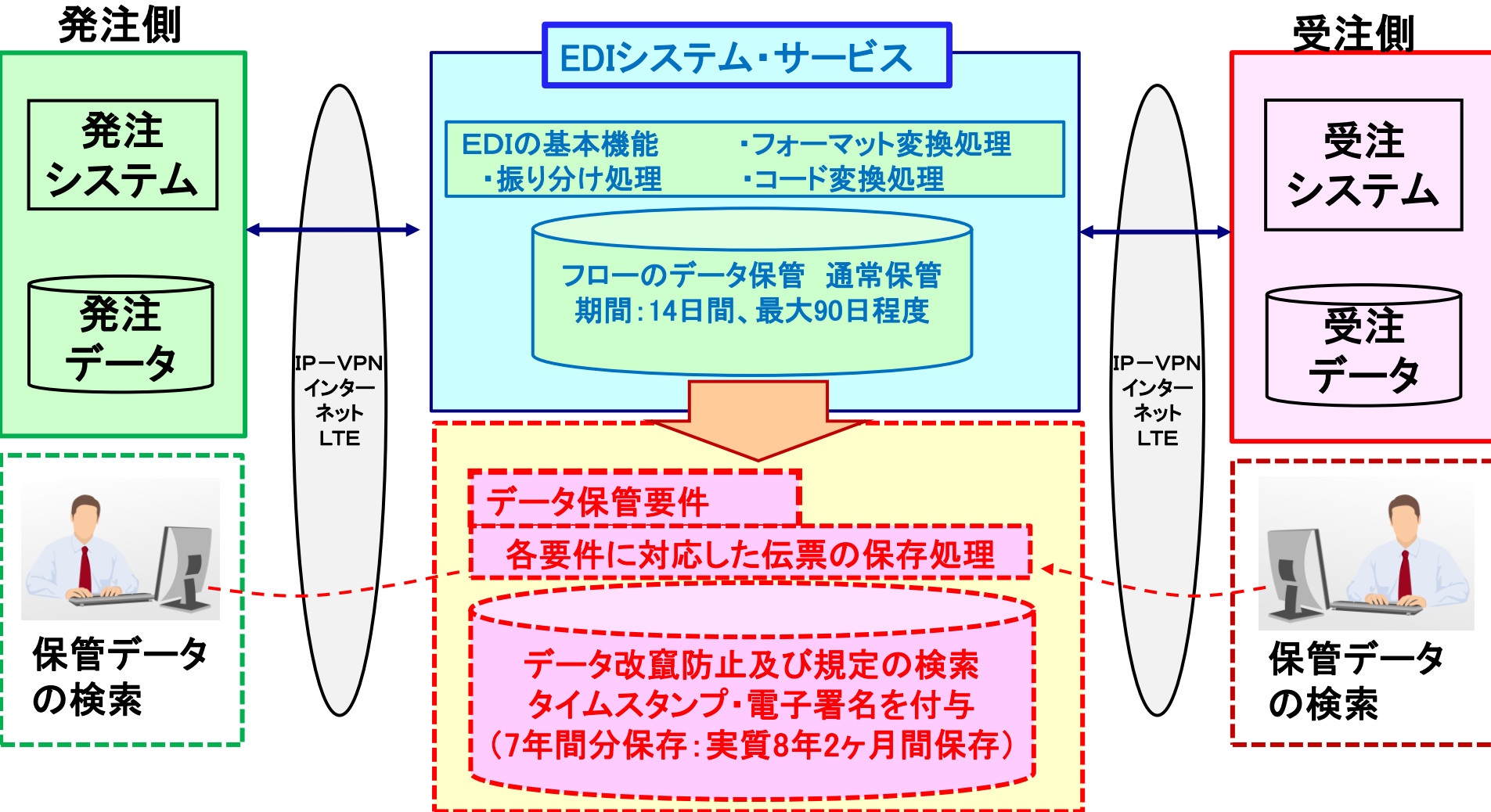
返還インボイス対応業務
及びシステム構築

基幹システムの変更

伝票の電子化と
保存システム構築

インボイス対応システム改修・構築イメージ

インボイスデータ・電子取引データ保管イメージ



インボイス対応システム提供スケジュール

＜インボイスデータ保管電子取引データ保管対応イメージ＞

2021 | 04 | 10 | 2022 | 04 | 10 | 2023 | 04 | 10

マイル
ストーン

10月
システム
検討
開始

10月
課税事業者
登録番号
申請開始

10月
インボイス
データ
保管開始

10月
インボイス
制度
開始

1月

電子取引データ
保存開始

インボイスデ制度対応
会計システム等
ERPの改修

システム改修及び
システム構築

1月

データ保管
システムの構築
及びデータ保管

システム
構築

電子取引データの保管

10月

インボイスデータの保管